

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	子ども・若者政策課
委 託 業 務 名	大津市 I C T を活用した子育て支援アプリ新規開発業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 番 1 号
概 要	<p>●業務目的 子育てに関する情報の既存アプリケーションをフルリニューアルし、妊娠期から子育て期までの情報提供や相談支援について、情報発信ツールとして機能の強化を行うことにより、更なる子育て世代の情報提供を強化し、市民の情報把握の利便性を高め、子育て支援サービスの充実を図る。</p> <p>●業務内容 ア アプリケーションの企画・開発業務 イ アプリケーションの公開手続業務 ウ アプリケーションに関する広報活動 エ その他、上記の業務目的の達成に必要な業務</p>
契 約 期 間	委託契約締結日 から 令和 5 年 3 月 3 1 日 まで
契 約 年 月 日	令和 4 年 7 月 1 日
契 約 金 額	1 1, 8 9 9, 9 9 9 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 東京都港区虎ノ門五丁目 1 2 番 1 3 号 〔名 称〕 株式会社アスコエパートナーズ
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務委託では、既存のアプリの機能を踏まえ、現在の子育て世代のニーズに応える情報発信ツールと子育てサポートツールの機能を併せ持った利便性の高いアプリを市民に提供するために、事業者のノウハウを活かした提案とそれを実現する技術力、システムの構築・公開についての実行力などの開発のみならず、今後の運用・管理面に対する適切な支援や手法の提案を含めて総合的に評価して判断する必要があることから、特定の事業者から受託価格の優劣のみで選定することなく、公募型プロポーザル方式による業者選定に基づき随意契約を行うものである。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。